厚生労働省発老０７２９第３号
令 和 ８ 年 ７ 月 ２ ９ 日

都道府県知事
各　　殿
市区町村長

厚生労働事務次官
（ 公 印 省 略 ）

令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）交付要綱」により行うこととされ、令和８年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市区町村に対して国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

別　紙

令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）交付要綱

（通則）

１　令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この補助金は、地域の実情に応じた介護従事者の確保や介護サービス基盤の整備に要する経費等の一部又は全部を補助することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とする。

（交付の対象）

３　この補助金は次の事業を交付の対象とする。

（１）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

令和８年７月30日老発0730第５号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和８年度（令和７年度からの繰越分）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）が行う事業及び補助する事業

（２）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

令和８年７月30日老発９第号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和８年度（令和７年度からの繰越分）地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業及び補助する事業

（３）介護サービス情報の公表制度等支援事業

ア　介護サービス情報の公表制度支援事業

令和８年７月30日老発0730第７号厚生労働省老健局長通知の別紙１「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護サービス情報の公表制度支援事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、都道府県又は指定都市が行う事業

イ　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等支援事業

令和８年７月30日老発0730第７号厚生労働省老健局長通知の別紙２「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等支援事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

（４）地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

令和８年７月30日老発0730第６号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和８年度（令和７年度からの繰越分）地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、市区町村が行う事業

（５）災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業

令和８年７月30日老発0730第８号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和８年度（令和７年度からの繰越分）災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、市区町村が行う事業

（６）認知症基本法に基づく認知症施策推進事業

ア　認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業

令和８年７月30日老発0730第１号厚生労働省老健局長通知の別紙１「令和８年度（令和７年度からの繰越分）認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、都道府県又は市区町村が行う事業

イ　認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり支援事業

令和８年７月30日老発0730第１号厚生労働省老健局長通知の別紙２「令和８年度（令和７年度からの繰越分）認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり支援事業（令和７年度補正予算分）実施要綱」に基づき、市区町村が行う事業

（交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第２欄に定める種目ごとの額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）３（１）の事業（訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業を除く。）のうち「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年厚生労働省告示第83号）の第１号に定める地域又は「厚生労働大臣が定める地域」（平成24年厚生労働省告示第120号）に掲げる地域に所在する事業所に対して都道府県又は市区町村が補助する事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と都道府県又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（２）３（１）の事業（訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業を除く。）のうち４（１）に該当しない事業所に対して都道府県又は市区町村が補助する事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と都道府県又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（３）３（１）の事業（訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業に限る。）

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（４）３（２）の事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（５）３（３）の事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（６）３（４）の事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、交付額は１市区町村あたり、90万円を上限額とする。

（７）３（５）の事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、交付額は１市区町村あたり、200万円を上限額とする。

（８）３（６）のアの事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、都道府県が行う事業は、交付額は１都道府県あたり500万円を上限額と

し、市区町村が行う事業は、交付額は１市区町村あたり200万円を上限額とする。

（９）３（６）のイの事業

ア　次の表の第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額の合計に、第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、交付額は居場所１カ所あたり、300万円を上限額とする。

１　区分	２　種目	３　基準額	４　対象経費	５　補助率
訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	人材確保体制構築及び経営改善支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	人材確保体制構築及び経営改善支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	別添参照
	訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	２／３
	通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	３／４

	人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	３／４
地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業	介護支援専門員人材確保支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護支援専門員人材確保支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	２／３
	介護支援専門員業務負担軽減支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護支援専門員業務負担軽減支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	２／３
	居宅介護支援事業所等経営改善支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	居宅介護支援事業所等経営改善支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	２／３

介護サービス情報の公表制度等支援事業	介護サービス情報の公表制度支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護サービス情報の公表制度支援事業の実施に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、通信運搬費	１／２
	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等支援事業の実施に必要な需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、通信運搬費	２／３
地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業の実施に必要な役務費（通信費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	１／２
災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業	災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	災害等への備えに資する地域包括支援センターにおける体制整備モデル事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	10／10

認知症基本法に基づく認知症施策推進事業	認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	10／10
	認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	認知症の人と家族等の視点に立った多様な居場所づくり支援事業の実施に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、負担金、補助金及び交付金	10／10

（交付の条件）

5　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（６）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）都道府県及び市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（７）までに掲げる条件と間接補助事業者が地方公共団体の場合には（８）、地方公共団体以外の場合には「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式第５に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに、都道府県知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により都道府県知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において、間接補助事業者が地方公共団体の場合は（１）から（４）まで及

び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとし、間接補助事業者が地方公共団体以外の場合は（１）から（４）まで及び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

(11) 市区町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（７）までに掲げる条件と「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、別紙様式第５に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに市区町村の長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市区町村に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により市区町村の長が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。

この場合において（１）から（４）まで及び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「市区町村の長」と、「国庫」とあるのは「市区町村」と、（５）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「市区町村の長の承認」と読み替えるものとする。

(12) （10）又は（11）により付した条件に基づき、都道府県知事又は市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式第５による報告書に関係書類を添えて速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(14) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

６　この補助金の交付の申請は、別紙様式第２による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額

（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

7　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第３による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

8　厚生労働大臣は、６又は７による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

9　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

10　この補助金の事業実績報告は、別紙様式第４による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日（ただし、５の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して１月を経過した日。）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、６に定めるところにより交付の申請を行った場合において、事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

11　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12　特別の事情により４、６、７及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別添

令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（令和７年度補正予算分）
交付要綱に定める
人材確保体制構築及び経営改善支援事業の補助率

<table>
<tr><th colspan="2">事業内容</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td colspan="2">研修体制の構築の支援
周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（人材確保に関する経費）
その他人材確保体制構築に必要な支援
経営改善の支援
登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援
介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者の引継等に関する経費）
その他経営改善に必要な支援</td><td>２／３</td></tr>
<tr><td colspan="2">中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援</td><td>４（１）の場合</td><td>３／４</td></tr>
<tr><td>４（２）の場合</td><td>２／３</td></tr>
</table>